

# 第5回教育委員会会議

令和5年4月25日  
午後3時00分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第39号 令和6年度使用教科用図書の採択について

## 議案第 39 号

### 令和 6 年度使用教科用図書の採択について

令和 6 年度使用教科用図書について、次のとおり採択する。

#### ○中学校

令和 5 年 3 月 31 日付け文部科学省通知「令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について」に、「令和 4 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」「ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法施行規則第 6 条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができる。」とあることから、令和 5 年度は、令和 4 年度に採択した教科用図書を引き続き、採択する。

#### ○小学校

本市における教科用図書採択地区は、前回の小学校採択より、ニア・イズ・ベターの観点等から 4 地区に改正しており、より現場の意見に則した教科用図書採択事務を進めるためにも、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に、採択地区ごとに調査研究及び答申を作成する「地区部会」を設置する。

調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう充実したものとなるよう努め、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意しつつ、すべての教科用図書について新たに採択を行う。

## 小学校

### ① 採択の手順

- ・教育委員会が教科用図書選定委員会を設置し、選定について諮問

○教育委員会において  
調査・研究

↓ 5月中旬～（選定資料の作成）

- ・教科用図書選定委員会地区部会が、採択地区ごとに専門調査会、学校調査会を設置

↓ 6月中旬頃～（教科用図書展示会実施）

- ・各調査会による調査・研究並びに選定資料の作成

↓

- ・各調査会の調査研究の報告に基づき、教科用図書選定委員会地区部会において調査研究を実施し、答申を作成

↓ 7月上旬

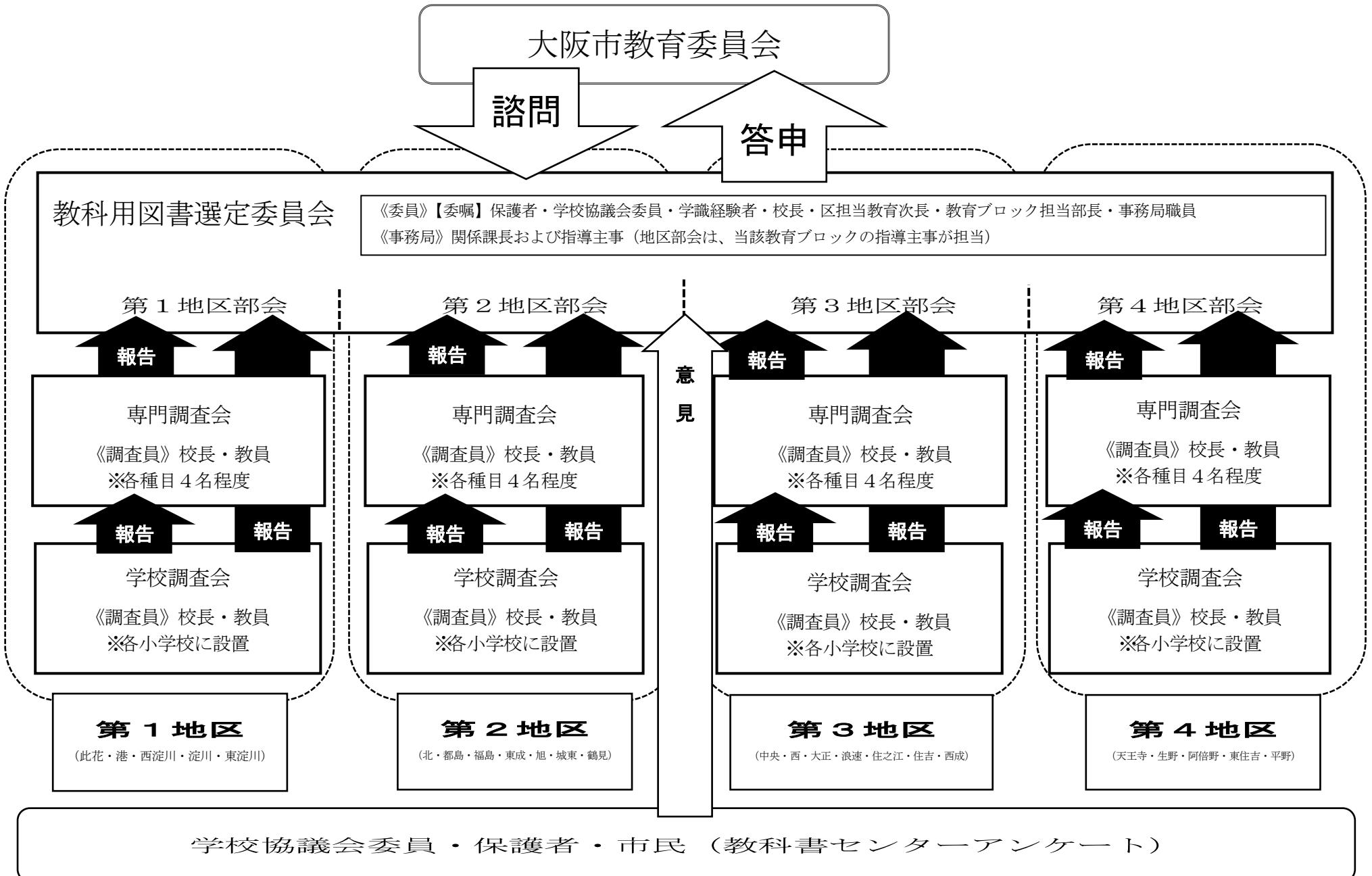
- ・教科用図書選定委員会が教育委員会に答申

↓ 7月下旬

- ・教育委員会で採択

8月上旬

## ②令和6年度使用小学校教科用図書採択の仕組み



### ③ 委員会・調査会などの役割

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育諸学校において使用する教科用図書として、採択地区ごと、種目ごとに、一種の教科用図書を採択する。</li> </ul>						
教科用図書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の諮問を受け、地区部会ごとに、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科用図書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科用図書採択に関する事務を執り行う。</li> <li>地区部会については、当該採択地区にあたる教育ブロックの指導主事が事務を執り行う。</li> </ul>						
調査会 (採択地区ごとに設置)	<table border="1"> <tr> <td>専門調査会 (教科別)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な立場から義務教育諸学校における教科用図書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>学校調査会 (各学校)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>教科用図書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区の専門調査会及び地区部会に報告する。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td></td> <td> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。</li> <li>各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。</li> </ul> </td></tr> </table>	専門調査会 (教科別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な立場から義務教育諸学校における教科用図書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。</li> </ul>	学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科用図書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区の専門調査会及び地区部会に報告する。</li> </ul>		<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。</li> <li>各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。</li> </ul>
専門調査会 (教科別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な立場から義務教育諸学校における教科用図書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。</li> </ul>						
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科用図書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区の専門調査会及び地区部会に報告する。</li> </ul>						
	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。</li> <li>各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。</li> </ul>						
保護者 学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科用図書の調査研究を行い、意見を述べる。</li> </ul>						
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科用図書展示会において教科用図書を閲覧する。</li> </ul>						

## 令和6年度使用教科用図書の採択について (文部科学省通知より)

### 【検定・採択の周期】

年度(西暦) 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	◎	◎				◎			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎		
	主として 中学年用	採択			△	△			△	
	主として 高学年用	使用開始				○	○			○
	検定			◎	◎				◎	
	採択				△	△				△
	使用開始	○				○	○			
	検定				◎	◎				◎
	採択					△	△			
	使用開始		○				○	○		
	検定				◎	◎				◎
	採択	△				△	△			
	使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

「令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和5年3月31日付け4初教科第72号）より